

保全工事共通仕様書

平成29年版



UR都市機構

1章 一般共通事項

1節 一般事項

- 1.1.1 適用範囲**
- 1 本仕様書は、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)の保全工事に適用する。ただし、土木・造園編については、「基盤整備工事共通仕様書」による。
 - 2 本仕様書の総則編は、建築編、機械編及び電気編の各編と併せて適用する。
 - 3 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者等の責任において厳正に履行する。
- 1.1.2 関係法令等の遵守**
- 工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。
- 1.1.3 設計図書の適用**
- 1 すべての設計図書は、相互に補完する。
 - 2 設計図書の優先順位は、原則として、次の(1)から(12)までの順番のとおりとし、これにより難い場合は、総則編 1.1.5 (疑義に対する協議等) による。
 - (1) 追加説明事項及び質疑応答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 共通設計図以外の設計図
 - (5) 共通設計図(各種詳細図集)
 - (6) 保全工事共通仕様書
 - (7) 機材及び工法の品質判定基準、仕様登録集
 - (8) 都市再生機構工事特記基準
 - (9) 機材の品質判定基準
 - (10) 基盤整備工事共通仕様書
 - (11) 公共住宅建設工事共通仕様書(以下「公住仕」という。)
 - (12) 公共住宅建設工事機材の品質・性能基準(以下「機材の品質・性能基準」という。)
- 1.1.4 用語の定義**
- 本仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
- (1) 「監督員」とは、工事請負契約書(以下「契約書」という。)に規定する者で、受注者等に通知された総括監督員、副総括監督員、主任監督員及び監督係員を総称している。
 - (2) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
 - (3) 「検査員」とは、契約書の規定に基づき、工事の完成等を確認するための検査を行う者をいう。
 - (4) 「監督員の承諾」とは、受注者等が監督員に対して、書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。
 - (5) 「監督員の指示」とは、監督員が受注者等に対して、工事の施工上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
 - (6) 「監督員と協議」とは、協議事項について、監督員と受注者等とが結論を得るために合議(監督員の指示により設計部門と直接行う場合を含む。)し、その結果を書面に残すことをいう。
 - (7) 「監督員の検査」とは、施工の各段階で受注者等が確認した施工状況、材料の試験結果等について、受注者等より提出された品質管理記録に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。なお、品質管理記録とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。
 - (8) 「監督員の立会い」とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。
 - (9) 「監督員へ報告」とは、受注者等が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。

- (10) 「監督員へ提出」とは、受注者等が監督員に対して、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (11) 「監督員へ提示」とは、受注者等が監督員に対して、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (12) 「通知」とは、監督員が受注者等に対し、又は受注者等が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (13) 「監督員の確認」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、監督員が立会い又は受注者等より提出された資料に基づき、設計図書との適合を判断することをいう。
- (14) 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び施工体制について具体化したものという。
- (15) 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。
- (16) 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認、部分払いの請求に係わる出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係わる工事の完成の確認をするために発注者が行う検査をいう。
- (17) 「特記」とは、総則編 1.1.3 (設計図書の適用) の 2(1)から(5)までの設計図書において指定された事項をいう。
- (18) 「書面」とは、定められた書式又は監督員が指示する書式による手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、かつ記名及び押印された文書をいう。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールによる伝達も有効とする。
- (19) 「工事関係図書」とは、実施工工程表、施工計画書、施工図、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (20) 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。
- (21) 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。
- (22) 「JIS」とは、「工業標準化法」(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本工業規格をいう。
- (23) 「JAS」とは、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(昭和 25 年法律第 175 号)に基づく日本農林規格をいう。
- (24) 「JASS」とは、一般社団法人日本建築学会が定めた「建築工事標準仕様書」をいう。
- (25) 「第三者機関」とは、公的試験機関(国、公立又は公益法人の試験所)その他これらと同等として発注者の承諾を得た試験所をいう。
- (26) 「給水施設」とは、水道施設のうち専用水道施設、簡易専用水道施設、小規模受水槽施設、水道用直結加圧形ポンプユニットによる給水装置及びその敷地(フェンス等で囲われた部分)をいう。

1.1.5 疑義に対する協議等

- 1 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合及び現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合、監督員と協議する。
- 2 1 の協議を行った結果設計図書の訂正又は変更を行う場合は、契約書の規定による。
- 3 1 の協議を行った結果設計図書の訂正又は変更に至らない事項については、協議の結果を記録し、監督員へ提出する。

1.1.6 軽微な変更

- 1 施工上の納まり又は取合いの関係で、材料、寸法、取付け位置及び取付け工法等についての軽微な変更は、監督員と協議する。
- 2 協議の結果は記録し、監督員へ提出する。

1.1.7 工事の障害に係わる事項

- 工事の施工中に次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、直ちにその状況を監督員へ報告する。
- (1) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
 - (2) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
 - (3) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
 - (4) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合

	(5) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合
1.1.8 工期の変更 に係わる 資料の提出	1 契約書の規定に基づく工期の短縮を発注者より求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を契約書に定める協議開始の日までに監督員へ提出し、協議する。 2 契約書の規定に基づき工期の変更についての協議を行う場合は、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を契約書に定める協議開始の日までに監督員へ提出し、協議する。
1.1.9 技術者名簿 の提出等	1 工事現場に配置される受注者等の名簿は、専門別(建築、電気、機械の別)、氏名、資格、担当業務及び主な工事経歴を記載し、名簿を監督員へ提出する。 2 「建設業法」(昭和24年法律第100号)に基づき監理技術者を配置する場合は、当該工事に必要な資格を有する者とし、資格者証の写し及び講習修了証の写しを監督員へ提出する。
1.1.10 施工体制台帳の提出	施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、「建設業法」(昭和 24 年法律第 100 号)及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号)に従って行うとともに、写しを監督員へ提出する。
1.1.11 工事実績情報の登録	1 工事実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行なう。ただし、期間には、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」(昭和 23 年法律第 178 号)に定める国民の祝日等は含まない。 (1) 工事受注時契約締結後 10 日以内 (2) 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内 (3) 工事完成時工事完成後 10 日以内 なお、変更登録は、工期、 技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。 2 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を、 監督員に提出する。 なお、変更時と工事完成時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の登録された事を証明する資料の提出を省略できるものとする。
1.1.12 提出書類の書式	監督員に対し、書面を提出する場合は、定められた書式（提出部数を含む。）により行う。ただし、定めのない場合は、監督員が指示する書式による。
1.1.13 設計図書等の取扱い	1 設計図書及び設計図書において適用が特記された図書を整備する。 2 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。ただし、これらの図書が市販されている場合又はあらかじめ監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。
1.1.14 別契約の関連工事	別契約の施工上密接に関連する工事については、その工程及び施工に関して監督員の調整に協力し、当該工事関係者と協力して工事全体の円滑な進捗に努める。
1.1.15 特許権等	1 工事の施工上の必要から材料、施工方法等の考案を行い、これに関する特許権等を出願しようとする場合は、あらかじめ発注者と協議する。 2 特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に關した費用負担を契約書の規定に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議する。
1.1.16 埋蔵物等	1 工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員へ報告する。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。

	<p>2 工事の施工に当たり、有害物質を発見した場合は、直ちにその状況を監督員へ報告する。</p>
1.1.17 / 所轄住まい センター等 との協議	<p>工事の着工に先立ち、次の事項については、監督員の指示により所轄住まいセンター等と協議を行う。</p> <p>(1) 総則編 1.1.20（居住者への周知徹底）に関すること。 (2) 総則編 3節（仮設物その他）に関すること。 (3) 総則編 1.4.2（施工計画書等）に関すること。</p>
1.1.18 電気主任技 術者との協 議	<p>工事の着手に先立ち、独立行政法人都市再生機構電気工作物保安規程（機構規程第46号）（以下「保安規程」という。）に定める主任技術者（以下「電気主任技術者」という。）が管理する自家用電気工作物及びこれに関連する工事に該当するかを調査し、当該電気主任技術者と必要な事項について協議を行い、工事計画書等、電気主任技術者が保安のために指示する書類を作成したうえ、電気主任技術者に提出し、承諾を受ける。</p>
1.1.19 給水施設の 管理者との 協議	<p>給水施設に係わる工事は、当該工事の着工に先立ち、給水施設の管理者（専用水道施設にあっては「水道法」に定める水道技術管理者）と施設の維持管理に必要な事項について協議を行い、工事計画書等、指示する書類を提出し、承諾を受ける。</p>
1.1.20 居住者への 周知徹底	<p>1 工事の着工に先立ち、工事名称、工事内容、注意事項、工事期間、受注者名、現場代理人名及び連絡先等を記載した文書を、監督員と協議のうえ、所轄の住まいセンター等の指定する箇所に確認印を押印したものを掲示する。また、工事内容、工事期間等に大幅な変更のある場合は、あらかじめ変更の掲示を行う。なお、掲示文書類は、工事が完了した後、速やかに取外し処分する。</p> <p>2 工事の施工にあたり停電、断水又はテレビ電波の停波、電話及びインターネット等の通信サービス停止（以下「停波等」という。）を伴う場合は、あらかじめ影響を及ぼす全ての住戸にチラシ配布等の方法により周知し、事故等のないよう十分に注意する。</p> <p>3 工事の施工にあたり、騒音又は振動を伴う場合は、監督員と協議のうえ、あらかじめ影響を及ぼすおそれがある住戸にチラシ等で周知し、支障のないよう十分注意する。</p> <p>4 住戸専用部分に係わる工事を行う場合は、当該住戸に対し、事前にチラシ等を配布して工事内容等を連絡し、更に具体的な施工日をチラシ等の文書により必ず通知する。また、施工日に変更が生じる場合は、速やかに当該住戸に連絡を行う。</p> <p>5 特記なき限り、居住者の財産物の移動は、居住者の負担により行うよう事前に連絡する。</p> <p>6 工事用車両は、工事に関する車両である旨の明示を行う。</p> <p>7 階段や通路で工事を行う場合は、転倒事故の防止策として、利用者の目につきやすい場所に注意喚起の表示をする。</p>
1.1.21 腕章着用等	<p>工事に従事する者は、腕章又は受注者名が記入された工事用ベスト（住戸内にあっては、腕章又は工事用ベストのほか、会社名及び氏名を記載した名札）等の身分を明らかにするものを着用するとともに、服装及び言動等に注意を払う。</p>
1.1.22 官公署等へ の手続き	<p>1 工事の着手、施工、完成にあたり、受注者等の行うべき関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は、関係法令等の定めるところにより、遅滞なく届出等を行う。</p> <p>2 1に規定する届出手續等を行うにあたっては、届出内容についてあらかじめ監督員へ報告する。また、届出手續にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員へ提出する。</p> <p>3 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査がある場合は、その検査に必要な機材及び労務等を提供する。</p> <p>4 官公署等との届出手續等において、工事に係わる条件の変更又はそのおそれを生じたときは、遅滞なくその旨を監督員へ報告する。</p>

1.1.23 SI 単位	監督員へ提出又は報告する書面及びその他の資料に使用する単位は、計量法に基づく国際単位系を使用する。
1.1.24 調査、試験に対する協力	1 発注者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力する。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者等に通知する。 2 工事現場において独自の調査、試験等を行う場合は、具体的な内容を事前に監督員へ説明し、承諾を得る。また、受注者等が調査、試験等の成果を発表する場合は、事前に発注者に説明し、承諾を得る。
1.1.25 給水施設の立ち入り	1 給水施設に工事又は維持管理等を目的として立ち入る者は、事前に給水施設の管理者等の許可を得る。 2 給水施設へ立ち入る工事関係者は、事前に「水道法」第21条及び同法施行規則第16条に規定する健康診断を受診し、適合の証明書を給水施設の管理者等へ提出する。
2 節 施工管理	
1.2.1 施工管理	1 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を適切に行う。 2 工事の施工に携わる下請負人に工事関係図書及び監督員の指示を受けた内容を周知徹底する。
1.2.2 工事現場の管理	1 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は、常に計画工程と実施工工程とを照合し、工事の進捗に留意する他、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）その他関係法令に従って工事現場を良好に管理する。 2 各種仮設設備は、関係法令に従い安全上、衛生上支障のないように設置する。 3 工事現場は、場内の安全確保及び第三者への危険防止のため、諸材料その他の整理及び清掃、風紀の取締まり、衛生に常に注意し、火災及び盗難の予防並びに事故等の対処について、十分な措置をとる。 4 共用部分の鍵を使用する場合は、所轄の住まいセンター等々に「借用書」を提出する。 5 空家工事の場合は、作業終了後、毎日、当該住戸の施錠の確認を行う。この場合、使用する鍵は空家工事専用の鍵とする。 6 自家用電気工作物の構内において工事を行う場合は、電気主任技術者の指示によるものとする。
1.2.3 施工管理技術者等	1 施工管理技術者等は、設計図書に定められた者又はこれらと同等以上の能力のある者とする。 2 施工管理技術者等は、当該工事に必要な能力を有する者とし、資格又は能力を証明する資料を監督員へ提出する。 3 施工管理技術者等は、当該工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う他、事故の防止に努める。
1.2.4 施工中の安全確保	1 「建築基準法」、「労働安全衛生法」その他関係法令等に定めるところによる他、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日付け 建設省経建発第1号）に従うとともに、「建築工事安全施工技術指針」（平成22年5月31日付け 国営整48号）、「土木工事安全施工技術指針」（平成13年3月29日付け 建設省大臣官房技調発第77号）及び「建設機械施工安全技術指針」（平成6年11月1日付け 建設省経機発第180号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。 2 豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報及び警報等に常に注意を払い、災害の予防に努めると同時に、常にこれに対処できる防災体制を整える。 3 豪雨、強風等の被害を最小限にとどめるよう、その日の現場作業を完了させ、必要に応じて仮設排水路を設ける。 4 仮設排水は次によるものとし、敷地内外に害を及ぼさないよう、常に良好な維持管理を行う。

- (1) 排水位置等、所轄の住まいセンター等と協議する。
- (2) 塗装材及び塗装工具等の洗浄水並びに土砂・ゴミ等は場外処分とし、排水路（雨水管、側溝等）に流出させてはならない。
- (3) 既設の排水管（汚水管）に排水する場合は、当該下水道管理者（区（出先事務所を含む）又は市の下水道担当部署）と協議する。
- 5 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防炎シートを設ける等の火災防止措置をする。
- 6 工事現場からの落下物又は飛散物によって、工事現場の内外に危害を及ぼすおそれがある場合は、関係法令に従って防護金網、防護柵等を設け、落下物等による危険の予防措置をする。
- 7 工事のために使用する搬入路及び搬出路は監督員及び道路管理者の指示に従い、常に良好な維持管理（路面の保持、清掃及び道路付帯排水設備の清掃、浚渫の実施をいう。）を行うとともに、特に第三者に損害を与えないように注意する。また、搬入路及び搬出路に損傷を与えた場合には、遅滞なく監督員へ報告するとともに、速やかに復旧を行う。
- 8 工事に起因する土砂等の搬入、搬出を行う際は、路上等に散乱しないよう、荷台にシートを掛ける等の処置を施す。
- 9 工事用車両の積載については「過積載による違法行為の防止対策について（平成6年4月20日付け 建設省経建発第117号）」に基づき防止対策を講ずる。
- 10 団地内道路、公園等で工事を行う場合は、特に子供の歩行又は夜間の歩行等に支障のないように仮囲い、点滅灯等の処置を施す。
- 11 工事用車両等の団地内走行及び材料の積下ろし時には安全に注意する。特に、アプローチ道路、公園近辺等子供の飛び出しが予想される場所での走行については、十分注意する。
- 12 材料置場、工事箇所等の危険な場所は、仮囲い等の処置を施す。
- 13 住戸内の工事に伴う材料の荷上げ、廃材の撤去は、バルコニー及び階段室の手すり越しに行なつてはならない。なお、やむを得ず行う場合は監督員と協議する。
- 14 足場設置期間中の安全対策は次によるものとし、子供等が侵入しない措置をとる。
 - (1) 足場下部周囲には、防護金網（H=1.8m、施錠）を設置する。
 - (2) 防護金網上部の全面に設置する安全シート（メッシュシート）の色は特記による。特記なき限り、バルコニー側に設置する安全シート（メッシュシート）は、「白色」を標準とする。
 - (3) 住棟出入口、歩行者動線の上部等には、資材等の落下防止対策として、養生棚を設置する。
 - (4) 消火栓、各種メーター、水栓及びマンホール等の使用に支障を与えないものとする。
- 15 給排気筒等ガス燃焼機器類の取扱いは次によるものとし、ガス器具の不完全燃焼防止の対策を講じる。
 - (1) 給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガス燃焼機器類は、養生等で塞いではならない。
 - (2) 作業中に給排気筒に付いた汚れは速やかに除去する。
- 16 工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員へ報告する。
 - (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。
 - (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、遅滞なくその内容について監督員と協議し、速やかに適切な処置をとり、書面をもってその経緯を報告する。

1.2.5 施工中の環境保全等

- 1 「建築基準法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、「環境基本法」（平成5年法律第91号）、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）

その他関係法令等に定めるところによる他、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年1月12日付け 建設省経建発第3号)及び「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日付け建設大臣官房技術審議官通達)に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。

- 2 工事の施工に伴い第三者への損害が生じた場合には、受注者等が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料について、監督員の求めに応じ提示する。
- 3 建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日付け 建設省告示)に基づき指定された低騒音型・低振動型建設機械を使用する。ただし、施工時期、現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって監督員と協議することができる。
- 4 塗料、シーリング材及び接着剤その他の化学製品の取扱いにあたっては、当該製品の製造所が作成したJIS Z 7253 (GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))による安全データシート(SDS)を常備し、作業者に対し記載内容の周知、徹底を図り、健康・安全の確保及び環境保全に努める。
- 5 作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。
- 6 住戸内部で工事騒音が大きい作業を行う場合は、近隣居住者に配慮してサッシ等を開放してはならない。
- 7 接着剤又は塗料を用いて施工する場合は、関係法令等を遵守し、その使用方法、塗布量、乾燥期間及び施工中における窓開放等換気に関する事項を施工計画書に明記するとともに、作業者に対しても指導を行う。
- 8 工事の作業時間については、特記によるものとし、居住者の生活に大きな支障を及ぼす時間帯は極力避ける。

1.2.6 交通安全管理

- 1 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合わせのうえ、交通安全管理工作を行う。
- 2 建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」(昭和36年政令第265号)による一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」(昭和27年法律第180号)に基づく通行許可を得ていることを確認する。

1.2.7 排出ガス対策

- 1 工事において、建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け国総施第247号)、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年国土交通省告示第348号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号。以下「オフロード法」という。)に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。
- 2 施工計画書に使用する排出ガス対策建設機械を明記するとともに、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い監督員へ提出する。
- 3 監督員の立会いを受け、稼動中の建設機械が、次のいずれかに該当していることの確認を受ける。
 - (1) 指定ラベルが貼付けされている。
 - (2) その型式が排出ガス対策型建設機械指定通知表に記載されている。
- 4 「オフロード法」に基づく指針(建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針)に則り、排出ガスの抑制を図る。
- 5 対象となる機種は、1.2.1表による。

1.2.1表 排出ガス対策の対象機種

機種	備考
バックホウ	トンネル工事用建設機械：ディーゼルエンジン出力 30～260kW(40.8～353PS)
	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW(10.2～353PS)
トラクタショベル	トンネル工事用建設機械：ディーゼルエンジン出力 30～260kW(40.8～353PS)
	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW(10.2～353PS)、車輪式
大型ブレーカ	トンネル工事用建設機械：ディーゼルエンジン出力 30～260kW(40.8～353PS)
コンクリート吹付機	同上
ドリルジャンボ	同上
ダンプトラック	同上
トラックミキサ	同上
ブルドーザ	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW(10.2～353PS)
発動発電機	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW (10.2～353PS)、可搬式（溶接兼用機を含む。）
空気圧縮機	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW (10.2～353PS)、可搬式（溶接兼用機を含む。）
油圧ユニット	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW (10.2～353PS)、基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW (10.2～353PS)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	一般建設機械：ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW (10.2～353PS)、ラフテレーンクレーン

1.2.8 災害時の安全確保及び事故報告

災害又は事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努めるとともに、直ちに監督員へ報告のうえ事故等報告書を速やかに提出する。

1.2.9 重点監督項目

資料編「保全工事重点監督要領」に基づく重点監督項目について、特に入念な施工を行うとともに、チェックシート等を用いて管理を行い、その結果を監督員へ報告し、立会い、確認等を受ける。

1.2.10 原状復旧の義務

工事対象物又はその他の既設物等に損傷を与えた場合は、遅滞なく監督員へ報告するとともに、監督員の立会いのもと、その指示に従い、受注者等の負担において原状に復旧する。

1.2.11 境界杭、測量杭等

- 1 工事の期間中において、境界杭、測量杭等は、次により良好な維持管理を行う。
 - (1) 監督員の承諾がない限り、移設、除去又は埋設してはならない。
 - (2) 施工中に損傷又は紛失のおそれがないように杭の周囲を保護する。
- 2 万一、損傷、紛失又は移動した場合は、発注者が別に定める測量作業規定及び測量作業共通仕様書に準じて、監督員、隣接地主及び関係者立会いのうえ復元する。
- 3 境界杭天端が地盤又は構造物と差異を生じる場合には監督員へ報告する。

1.2.12 地下埋設物等

- 1 施工に際して、地下埋設物等に保全等対策が必要と予想される場合は、あらかじめ、給排水管、ガス管及びケーブル等の管理者と必要に応じて現地立会いのうえ打合せを行い、事故発生の防止に努める。
- 2 1の保全等対策について打合せを行ったときは、打合せ事項を記録し、写しを監督員へ提出する。
- 3 地下埋設物又は架線等の移設の必要が生じたときは、調査資料、移設計画図等を添えて監督員と協議する。

1.2.13 保護、養生

工事の施工に際しては、施工範囲以外の部分に汚損又は損傷を生じさせないよう適切な保護又は養生を行う。ただし、総則編 1.2.4（施工中の安全確保）の 15(1) 又は(2)の場合を除く。

1.2.14 発生材の処理等	<p>1 発生材の抑制、再利用、再資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。</p> <p>2 発生材の処理は、次による。</p> <p>(1) 発生材は、速やかに数量等を監督員へ報告し、材料を種別ごとに整理の上、仮囲い、荷くずれ防止等安全対策を施し、監督員の指示により保管又は処分する。</p> <p>(2) 発生材のうち、産業廃棄物の処理は、「廃棄物処理法」等関係法令及び各自治体等の指導を遵守する。なお、処理の確認のため産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の写し又は電子マニフェストの受渡確認票を監督員へ提出し確認を受ける。</p> <p>(3) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。なお、引渡しを要すると指定されたものは、監督員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書を作成して監督員へ提出する。</p> <p>(4) 発生材のうち、現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものには、特記による。なお、再資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入したのち、調書を作成して監督員へ提出する。</p> <p>(5) (2)から(4)以外のものはすべて場外に搬出し、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」その他関係法令等による他、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適正に処理し、監督員へ報告する。</p> <p>3 工事上支障となる障害物又は既存の構築物等の撤去並びに取壊しを要するものは、監督員の指示を受ける。</p> <p>4 アスベスト建材の撤去・処分方法については、特記による他、次による。なお、アスベストの撤去・処分にあたっては、「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び各自治体並びに労働基準監督署等の指導を遵守する。</p> <p>(1) 飛散性アスベスト 「建設副産物適正処理推進要綱」に定める飛散性アスベストの撤去については、建築物の解体に先立ち、「建築物の改修・解体に伴うアスベストによる大気汚染の防止について」（昭和62年環大規第225号）に基づき、飛散防止の措置を講じたうえで行う。また、吹付け石綿等の除去作業にあたり、「大気汚染防止法」及び「労働安全衛生法」を遵守する。</p> <p>(2) 非飛散性アスベスト 非飛散性アスベストの撤去は、粉碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、湿潤化のうえ可能な限り、破壊又は破断しない方法で除去する等飛散防止の措置を講じたうえで行う。</p>
1.2.15 清掃、後片付け	作業終了後、毎日、工事対象物及び作業範囲とその周辺を清掃し、入念な後片付けを行う。
3 節 仮設物その他	
1.3.1 足場、その他	<p>1 足場、さん橋等は、材料、構造等について労働安全衛生規則その他関係法令等に従い設置し、常に良好な維持保全に努める。</p> <p>2 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中桟及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p> <p>3 工事中の仮囲い、養生棚、安全シート（メッシュシート）等の設置範囲は、総則編1.2.4（施工中の安全確保）の12及び14による他、特記による。</p> <p>4 工事用道路、工事用電話、工事用電源、工事用水、排水及び特殊な仮設は特記による。</p> <p>5 足場を設ける場合には、開閉器室等の共用諸室内の設備の保守、自動点滅器等、外壁面に設置されている設備の作動など、団地維持管理に支障が無いように敷設する。</p>
1.3.2 材料置場等	材料置場、下小屋等は、使用目的に適した構造とする。

1.3.3 危険物貯蔵所	塗料、油類等の引火性材料の貯蔵所は、関係法令等に従い、適切な規模、構造、設備等を備えたものとする。また、関係法令適用外の場合でも、各出入口には錠を付け、「火気厳禁」の表示を行い、消火器を置く等、配慮する。なお、やむを得ず工事目的物の一部を置場として使用する場合には、監督員の承諾を受ける。
1.3.4 監督員事務所	監督員事務所の規模、仕上げ、設備及び備品等は特記による。
1.3.5 受注者事務所その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 受注者等の事務所、便所、下小屋、材料置場その他必要施設は、関係法令等に従い設置する。 2 工事表示板の表示内容及び掲示場所は、監督員の指示による。
1.3.6 仮設物撤去その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事進捗上又は建物の使用上、仮設物が支障となった場合は監督員と協議のうえ、移動又は撤去する。 2 工事仮設物は、完成期日までにすべて撤去し、撤去跡及び周辺の清掃、後片付けは総則編 1.2.10（原状復旧の義務）及び 1.2.15（清掃、後片付け）に準じて原状に復旧する。
1.4.1 実施工程表	4 節 工事関係図書
1.4.2 施工計画書等	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事の着手に先立ち、実施工程表を速やかに作成し、監督員へ提出する。 2 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督員へ提出する。 3 2による他、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員へ報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な処置をとる。 4 監督員より指示された場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表及び工種別工程表等を作成し、監督員へ報告する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 工事着手前に工事内容を十分検討し、次の事項について施工計画書等を作成のうえ、監督員へ提出する。ただし、監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事概要（工期、工事規模、工事施工体制、工事管理体制等） (2) 工程計画（実施工程表、作業数量、日数等） (3) 仮設計画（仮設建物、土留め、足場、さん橋、材料置場、危険物貯蔵所、工事用機械、仮設電力設備、仮設給排水設備、仮囲い、工事用道路、駐車場所等の設置位置、撤去時期等） (4) 停電作業、停波作業、断水作業、仮設排水（位置、構造、排水の処理方法）等の計画 (5) 既存物の保護、処理計画（建物、構築物の保護、移設、撤去の時期、既存樹木、芝の保護移植に関する計画、方法等） (6) 災害、公害の防止 (7) 居住者等に対する安全対策 (8) 使用工法、材料計画（工法、機材、規格、使用予定数量等） (9) 緊急時の体制、防災計画 (10) 安全管理計画、交通管理計画、安全、訓練等の実施計画 (11) 再生資源利用計画及び建設副産物の適正処理方法 (12) その他（社内検査体制、個人情報等に係る管理及び実施体制、居住者等への周知文書の見本等） 2 施工計画書等は、工種別に機器、材料、工法及び品質管理等を具体的に定めたものとし、騒音・振動対策に十分留意したものとする。
1.4.3 施工図等	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該工事の施工に先立ち施工図等を作成し、監督員へ提出するとともに、受注者等の事務所に常備しておく。 2 施工図等の作成に際し、別契約の施工上密接に関連する工事との納まり等について十分検討する。

- 3 施工図等の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員へ報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置をとる。

5 節 機材

1.5.1 環境への配慮

- 工事目的物に使用する材料、部品及び機器（以下「機材」という。）は、特記による他、次による。
- (1) 室内において使用する機材は、特記なき限り、「JIS」及び「JAS」において定められたホルムアルデヒド放散量F☆☆☆☆又はホルムアルデヒドを発散しない機材とし、監督員の確認を受ける。
 - (2) 機材の選定にあたっては、有害な揮発性有機化合物の放散による健康への影響に十分配慮する。
 - (3) 使用する機材は、アスベストを含有しないものとする。
 - (4) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）により、環境負荷を低減できる機材を選定するよう努める。

1.5.2 機材

- 1 工事目的物に使用する機材は新品とする。ただし、仮設物に使用する機材は、この限りでない。
- 2 機材の現場への搬入にあたっては、その機材が設計図書に適合していることを確認するとともに、監督員の立会い、確認が規定されている場合は、監督員の立会い、確認を受ける。
- 3 住戸内取付け機器については、各編の定めにより取扱説明書等を住戸ごとに備える。

1.5.3 機材の品質等

- 1 使用する機材が設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料を監督員へ提出する。ただし、次の(1)から(6)までのいずれかによる場合は、この限りでない。
 - (1) 「JISによる」又は「JASによる」と指定された機材で、規格を証明するマーク表示の確認ができるもの。ただし、JISの自己適合宣言品は除く。
 - (2) 建築基準法その他の認定品等と指定された機材で、品質、性能を証明する資料又はマーク等の確認ができるもの。
 - (3) 「機材及び工法の品質判定基準」に規定された機材で、当該規格・基準に適合することが第三者機関の試験成績書等により確認できる場合。
 - (4) 「機材の品質・性能基準」、「機材の品質判定基準」又は「機材及び工法の品質判定基準」に規定された機材で、あらかじめ機構に登録された品質性能評価機関が登録の範囲内で評価を行ったものについて、評価を受けたことを証明する評価書を監督員へ提出する場合。なお、評価書については発行日から5年の有効期限を過ぎていないこと。ただし監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
 - (5) 規格等が指定された機材で、当該規格への適合性を、第三者機関の認証等により確認できる場合。
 - (6) 特記された機材。
- 2 設計図書に規定された規格等が改正された場合は、総則編 1.1.5（疑義に対する協議等）による。
- 3 特記による品質、性能の確認方法がある場合はそれによる。
- 4 軽易なもので監督員が認めた場合は、規格証明書等の提出及び試験を省略することができる。
- 5 機材を選定する際、次の事項について配慮する。
 - (1) 維持が容易であり、部品交換等への対応が整備されており、交換が容易に行えるものであること。
 - (2) 施工が容易であり、施工の確実性が確保できるようマニュアル等が整備されていること。

1.5.4 機材の試験

- 1 機材の品質等を確認する試験を実施するに先立ち、試験計画書を作成し、監督員へ提出する。
- 2 試験の供試体は、原則として、監督員の立会いのもとで採取する。

- 3 試験は、第三者機関の試験所、その他これと同等として監督員の承諾を得た試験所で行う。ただし、工事現場又は製作工場等で行うことが適当な場合は、原則として、監督員の立会いのもとで試験を行う。
- 4 各編に試験の実施を規定している場合には、その規定による他、1から3による。
- 5 設計図書等に定められた試験の試験成績書及び監督員が指示する規格証明書等は、監督員へ提出する。

**1.5.5
見本品等の
提出**

施工上必要な各種の材料見本品又は仕上がり見本品は、当該工事の施工に先立って提出し、色、柄、材質、形状、仕上げの程度及び色合い等について監督員と協議する。

**1.5.6
現場搬入機
材の確認**

機材の現場搬入に当たり、その機材が設計図書に適合していることを規格証明書、納品書又は品質を証明するマーク等で確認する。なお、設計図書に定めのある場合は、その証明書等を提示して監督員の確認を受ける。

**1.5.7
機材の保管
等**

- 1 搬入した機材は、工事に使用するまでに変質がないように、その特性に応じ適切に保管する。特に火気に注意しなければならないものについては、周囲の状況に応じて位置、構造等を定め、関係法令に従い保管倉庫を設置する。
- 2 搬入した機材が、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員に指示されたものは、直ちに工事現場外に搬出する。

6 節 施 工

**1.6.1
施 工**

工事の施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行う。

**1.6.2
技能士**

- 技能士は、次により、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。
- (1) 「職業能力開発促進法」(昭和44年法律第64号)による1級技能士又は単一等級の資格を有する者とし資格を証明する資料を監督員へ提出する。
 - (2) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行う。

**1.6.3
技能資格者**

技能資格者は、設計図書に定められた資格を有する者又はこれらと同等以上の能力のある者とし、当該資格を証明する資料を監督員へ提出する。

**1.6.4
環境対策**

工法又は建設機械の使用にあたっては、1.5.1(4)「グリーン購入法」による特定調達品目の使用を積極的に推進する。

**1.6.5
騒音・振動
対策**

施工にあたっては、できる限り騒音、振動、粉塵の低減に努めることとする。なお、低騒音、低振動型の建設機械及び工具の使用については、特記による。

**1.6.6
コンクリー
ト躯体の穴
あけ等**

コンクリート壁等への穴あけは、鉄筋、電線及び配管等に損傷を与えないようにする。

**1.6.7
隠ぺい部
施工**

別契約の工事で行なう設備配管等の隠ぺいとなる部分を施工する場合は、別契約の検査等が完了するまで当該部分を施工してはならない。

1.6.8 工法等の提案	設計図書に定める所要の品質、性能を確保したうえで、定められた工法以外の工法の提案がある場合は、監督員と協議する。
1.6.9 施工の確認等	<ol style="list-style-type: none"> 施工の確認は、設計図書に定められている事項、監督員の指定した工程に達した場合及び各編による。ただし、これによることが困難な場合は、監督員と協議のうえ、指示を受ける。 見本施工の実施が特記された場合及び監督員の指示のある場合は、仕上がり程度等の判断のできる見本施工を行い、監督員の承諾を受ける。
1.6.10 施工の確認に伴う試験	施工の確認に伴い必要となる試験は、総則編 1.5.4（機材の試験）に準じて行う。
1.6.11 施工の立会い等	<ol style="list-style-type: none"> 設計図書に定められた場合及び監督員が特に指示する場合の施工は、監督員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の指示を受ける。 監督員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供する。
7 節 工事検査	
1.7.1 工事検査	<ol style="list-style-type: none"> 契約書に規定する工事完成の通知は、次の(1)から(3)までに示す要件をすべて満たした場合に、監督員へ提出する。 <ol style="list-style-type: none"> 設計図書に示す、すべての工事が完了していること。 監督員の指示した事項がすべて完了していること。 設計図書に規定された工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。 契約書に規定する部分払いを請求する場合は、当該請求部分に係る工事について、1の(1)から(3)の要件を満たすものとする。 契約書に規定する指定部分に係る工事完成の通知を監督員へ提出する場合は、指定部分に係る工事について、1の(1)から(3)までの要件を満たすものとする。 1から3までの通知又は請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受けるものとする。なお、工事検査に先立ち、必ず社内検査を行うこと。 工事検査の実施においては、必要な資機材及び労務等を提供する。
8 節 記 錄	
1.8.1 工事写真	資料編「保全工事写真撮影要領」に基づき工事写真を撮影し、内容等必要事項を記入のうえ、監督員へ提出する。
1.8.2 工事の進捗	監督員の指示がある場合は、工事の進捗に関する書類を作成し、監督員へ提出する。
1.8.3 工事報告	材料の搬入、搬出等について監督員の指示がある場合は、必要な書類を作成し、監督員へ提出する。
1.8.4 材料業者一覧表	工事完成後、各工事種別ごとに材料業者一覧表及び使用材料報告書を監督員へ提出する。
1.8.5 完成図等	工事完成後、完成図等を特記により作成し、監督員へ提出する。なお、完成図等の範囲は特記による。

剤等にて張り付け、端部は水切り金物で固定する。必要に応じて勾配によるすべり止め措置を行う。なお、すべり止めの工法は、製造所の仕様による。

- ニ 一般部のアスファルト活性剤又はポリマーセメント系下地調整材の塗布
既存シングル等の下地面に、アスファルト活性剤又はポリマーセメント系下地調整材をはけ塗り又はゴムベラ等で塗布し、下地処理を行う。
- ホ 一般部の硬質ウレタンフォームの張付け
硬質ウレタンフォームはアスファルト系接着剤等にて目地が開かないように張り付ける。なお、下地の不陸等で納まりが悪い場合は背割りでなじませ、必要に応じて勾配によるすべり止め措置等を行う。なお、新規断熱材の取り付けをしない場合は、この工程を省略する。
- ヘ 自己粘着型シート（下層用）の張付け
全面に、自己粘着型シート（下層用の改質アスファルトシート）を張付け、ローラー等で押えて下地に密着させる。シート相互の重ね幅は短辺方向で 150 mm以上、長辺方向は 100 mm以上とする。
- ト 改質アスファルトシートの張付け
改質アスファルトシートは、トーチバーナー（トーチ工法）又は粘着層により（自着工法）、下地との間に空隙・気泡・しわ・浮き等を生じないように注意して張り付ける。なお、シート相互の重ね幅は短辺方向で 150 mm以上、長辺方向は 100 mm以上とし、軒先・ケラバ部は下張りのシートと接合部が重ならないようにする。また、必要に応じ、重ね部分をトーチバーナーで加熱処理し、密着する。
- チ 棟部には幅 300 mmにカットした改質アスファルトシートを十分密着するように増張りする。
- リ 全面に仕上塗料を塗布する。なお、仕上色は特記による。

2.11.3

既存スレート（波形）改修工法
(かぶせ工法)

1 適用範囲

本項は、既存スレート（波形）屋根に改修専用屋根材をかぶせる修繕工事に適用する。

2 下地処理

- (1) 付着物等は既存スレート面を損傷しないようにブラシ等で除去する。
- (2) 割れ等の損傷箇所は新規のスレートに取り替える。また、緩みのあるものはスレート固定専用ねじにて再固定する。

3 材料・工法

材料及び工法は、「仕様登録集」による。なお、改修用屋根材は、JIS G 3321（溶融 55% アルミニウム-亜鉛合金めつき鋼板及び鋼帶）に規定するガルバリウム鋼板の両面に塗装（表面は仕上げ塗装）を施したもので、既存スレート（波形）と近似の形状で葺き重ねが出来るものとする。

12 節 浴室防水改修工事

2.12.1

一般事項

1 適用範囲

本節は、在来浴室の床面及び壁面立上りの防水修繕に適用する。

2 防水工法種別

当該修繕の防水工法は、次の工法とし、その適用は特記による。

- イ F R P シート防水（紫外線硬化型）
- ロ F R P 塗膜防水（2液硬化型ポリエステル樹脂ノンスチレン型）

2.12.2

F R P シート防水（紫外線硬化型）

1 下地処理

- (1) 下地をワイヤーブラシ等でケレン及び清掃する。
- (2) 下地の欠損部及び床の排水に著しく影響する不陸等は、速硬軽量モルタルにて排水勾配を設ける等の処理を行う。なお、速硬軽量モルタルの品質等は、「機材及び工法の品質判定基準」による。
- (3) 壁面立上り部がタイル仕上げの場合は、浴室出入口沓摺天端高さを基準としてタイル目地部にカッターを入れ、タイルを撤去し速硬軽量モルタルで平滑に仕上げる。また、壁面立上り部が出幅木の場合、シーリング等の撤去及び塗膜除去を行ったうえで出幅木表面を速硬軽量モルタルで平滑に仕上げる。

(4) ドレン廻りは、10mm から 15 mm程度の深さまではつり撤去し、速硬軽量モルタルを充填する。

(5) 洗い場床（タイル床面等）は、速硬軽量モルタルで平滑に仕上げる。

(6) 浴槽架台は全て一時撤去の上、再使用とし、速硬軽量モルタルにより、排水勾配を取る。

2 材 料

材料は、「機材及び工法の品質判定基準」による他、次による。

イ F R P シート防水材(紫外線硬化型)（以下「F R P シート」という。）は、製造所の仕様による。

ロ F R P シート硬化後の厚さは、平均 1.5 mm以上とする。

ハ プライマーは、製造所の仕様による。

ニ シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）によるものとし、特記なき限り、1成分形シリコーン系高モジュラス形シーリング材とし、防カビ性能を有するものとする。

ホ 速乾性エポキシ樹脂系接着剤（透明）は、製造所の仕様による。

3 工 法

工法は、「機材及び工法の品質判定基準」による他、次による。

イ 工 程

工程は、2.12.1 表による。

2.12.1 表 紫外線硬化型 F R P シート防水の工程

工程	材 料	使用量/m ²	工 法	工程間隔時間
1	プライマー	0.10～0.20 kg	はけ塗り又はローラー塗り	2～3 時間以上
2	紫外線硬化型 F R P シート	—	転圧ローラー等	
3	紫外線照射(注)	—	紫外線照射装置	
4	速乾性エポキシ樹脂系接着剤 (透明)	—	ゴムベラ塗り	15 分以上
5	シーリング	—	ヘラ押さえ	

(注) 工程 3 の紫外線照射は、20 分以上行う。

ロ 施 工

① 施工を行う前に、浴室から外部へ換気装置を設置する。

② プライマーは、下地清掃のうえ、ローラー、はけ等で規定量を均一に塗布する。

③ F R P シートは、ドレン廻り、立上り部、平場の順で張り付ける。

④ F R P シートは、水下から隙間が開かないようヘラ等で押さえながら空気を脱泡し密着させる。

⑤ F R P シートを重ね張りする場合は、硬化後、上面のフィルムを剥がし、30 mm 以上張り重ねる。なお、未硬化のF R P シートの重ね張りは、2枚以内とする。

⑥ F R P シートを突合せで張る場合は、隙間が開かないように張り付け、硬化後、上面のフィルムを剥がし、突合せ部の上から増張りする。なお、重ね幅は突合せ部から 30 mm以上とする。

⑦ 出隅等のF R P シート折り曲げによる張り幅は、30 mm以上確保する。

⑧ 硬化方法は紫外線照射装置を表面から 200mm 以内に設置し、20 分以上紫外線を照射する。また、F R P シートの硬化を確認した後、上面のフィルムを剥す。

⑨ F R P シートの端部処理は、速乾性エポキシ樹脂系接着剤（透明）を塗布する。ただし、立上り端部は速乾性エポキシ樹脂系接着剤（透明）硬化後、シーリング処理とする。

⑩ 洗い場の仕上げは特記による。

2.12.3
FRP 塗膜防水(2液硬化型ポリエスチレン樹脂ノンスチレン型)

1 下地処理

- (1) 下地を集塵機付きディスクサンダー等でサンディング処理を行い、清掃する。
- (2) 下地の欠損部及び床の排水に著しく影響する不陸等は、パテ材、シーリング材及び樹脂モルタル等で処理を行う。パテ材及びシーリング材等は防水材製造所の仕様による。
- (3) 壁面がタイル仕上げで防水材をタイル面まで立上げる場合は、タイル目地部に躯体までカッターを入れる。
- (4) 沿槽架台は、原則として、一時撤去の上、再使用する。

2 材 料

材料は、「機材及び工法の品質判定基準」による他、次による。

- イ FRP 塗膜防水材(防水用 2 液硬化型ポリエスチレン樹脂ノンスチレン型)(以下「FRP 塗膜防水用樹脂」という。)は、製造所の仕様によるものとし、スチレンを含まず、ホルムアルデヒドを発散しないものとする。
- ロ FRP 塗膜防水の硬化後の厚さは、平均 1.5 mm 以上とする。
- ハ プライマーは、製造所の仕様による。
- ニ シーリング材は、JIS A 5758(建築用シーリング材)によるものとし、特記なき限り、1 成分形シリコーン系高モジュラス形シーリング材とし、防カビ性能を有するものとする。
- ホ ガラスマットは、製造所の仕様によるほか、有効幅の両側に 50mm 以上の耳が付いたものとする。

3 工 法

工法は、「機材及び工法の品質判定基準」による他、次による。

イ 工 程

工程は、2.12.2 表による。

2.12.2 表 FRP 塗膜防水の工程

工程	工 程	使用量 / m ²	工 法	工程間隔時間
1	プライマー	0.2 kg 以上	はけ塗り又はローラー塗り	0.5~2 時間以上
2	下塗り (FRP 塗膜防水用樹脂)	0.4kg 以上	はけ塗り又はローラー塗り	
3	ガラスマット #450 張付け 中塗り (FRP 塗膜防水用樹脂)	1.6kg 以上	はけ塗り又はローラー塗り 及び脱泡処理	0.5~2 時間以上
4	上塗り (FRP 塗膜防水用樹脂)	0.4kg 以上	はけ塗り又はローラー塗り	0.5~2 時間以上
5	研磨	—	集塵機付きディスクサンダー及びサンドペーパー	—
6	保護仕上げ (FRP 塗膜防水用樹脂)	0.4 kg 以上	はけ塗り又はローラー塗り	0.5~2 時間以上
7	シーリング	—	ヘラ押え	—

(注) 工程 2、3、4、6 の FRP 塗膜防水用樹脂材の使用量は、硬化物密度が 1.0Mg/m³ である材料の場合を示しており、硬化物密度がこれ以上の場合にあっては、所要塗膜厚を確保するように使用量を換算する。

ロ 施 工

- ① 施工を行う前に、浴室から外部へ換気装置を設置し、研磨作業実施時は、浴室外に粉じんが飛散しないように養生する。
- ② プライマーは、下地清掃のうえ、ローラー、はけ等で規定量を均一に塗布する。
- ③ FRP 塗膜防水用樹脂と硬化剤の配合及び混合攪拌は、防水材製造所の仕様による。
- ④ 積層工程は FRP 塗膜防水用樹脂塗布後、直ちにガラスマットを敷込む一連の作業とする。なお、扉の開閉不良等納まりに不具合が生じる場合は、監督員と協議する。
- ⑤ ガラスマットは下地に良くなじませ、FRP 塗膜防水用樹脂を塗布含侵し、脱泡する。

- ⑥ ガラスマットの重ね幅は、有効幅の 50mm以上とする。
- ⑦ 上塗りは F R P 塗膜防水用樹脂に防水材製造所の指定するトナーを所定の割合で配合し、練混ぜ着色の上、ローラー、はけ等で規定量を均一に塗布する。
- ⑧ 研磨作業前に、F R P 防水層の仕上り状態として、防水材の未硬化、ふくれ、ピンホール、突起物、損傷・破断、色むら、塗りむら、未施工箇所等がないか確認し、表面に不具合があれば補修塗りをする。
- ⑨ 研磨作業は、集塵機付きディスクサンダー及びサンドペーパー等で平滑にする。
- ⑩ 防水端部の状態は、立上がり端部、ドレン端部に剥がれ・口あき等がないか確認し、不具合があれば補修する。
- ⑪ 保護仕上げは、防水材製造所の仕様により配合及び十分混合し、不純物を巻き込まないように、ローラー、はけ等で規定量を均一に塗布する。
- ⑫ F R P 塗膜防水層の端部は、保護仕上げが硬化した後にシーリング処理をする。
- ⑬ 残余の硬化剤入り樹脂、硬化剤を含んだ使用工具（ローラー、ウエス等）、研磨による粉じんは発火防止のため、速やかに水を張った容器に漬け安全を確認したのち場外へ搬出する。
- ⑭ 作業者は 1 名以上の技能士が自ら行うものとし、総則編 1.6.2（技能士）による他、職種及び作業種別は、次による。
 - a 職種は防水施工とする。
 - b 作業種別は F R P 防水工事作業とする。